

# 後期高齢者医療制度の対象となる皆さんへ

※後期高齢者医療制度とは、75歳以上の人と65歳以上の一定の障がいのある人の健康保険です



問い合わせ  
市保険年金医療課 ☎43・8128  
または  
県後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111

保険証はうす緑色から水色に変わります

8月1日(木)から使用する水色の保険証を、7月下旬に送ります。令和7年7月31日(木)まで有効です。届いたら、大切に保管してください。

年3回、医療費通知を発送しています

健康や医療に対する認識を深めてもらうため、年3回、医療費通知を発行しています。通知の発送時期は、7月末日(前年の12月～3月診療分)、11月末日(4月～7月診療分)、2月中旬(8月～11月診療分)です。

医療保険料額決定通知書を送ります

なっている人の通知は発送されません。通知が必要な場合は、再発行の手続きをすることで、相続人代表者に発行できます。

7月中旬以降に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送ります。届いたら、必ず自分の保険料を確認してください。

保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等にに応じて負担する「所得割額」の合計です。

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証

皆さん知っていますか？

# 国民年金のアレコレ

国民年金に関する大切な情報をギュギュッとまとめました!!

問い合わせ  
東福岡年金事務所 ☎092-651-7967  
市保険年金医療課 ☎43-8127

保険料は電子決済でも納付できます

電子決済で国民年金保険料の納付ができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



国民年金手続きはスマホで申請できます

マイナポータルで国民年金手続きの電子申請ができます。スマートフォンからいつでも簡単に申請ができ、処理状況や申請結果も確認できます。対象 国民年金に加入中または加入する人 ※マイナポータルの利用者登録が必要です

除料学生納付特例の申請問い合わせ 日本年金機構 ☎0570・0003・0004

保険料免除・猶予申請制度 7月1日(月)受付開始です

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請によって認められると、保険料が全額または一部免除されます。また、納付猶予制度もあります。これらを利用することで、将来の年金受給権や障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。詳しくはお問い合わせください。

受付開始日 7月1日(月)

※令和6年度分

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳 ②運転免許証などの写真付きの本人確認書類 ③失業を理由

(以下、認定証)を持つ人で、令和6年8月以降も対象要件に該当する人には、8月以降使用できる認定証を7月下旬に送ります。

申請は不要で、保険証とは別に送ります。

なお、新たに認定証の交付を希望する場合は申請が必要

## 保険料額の算出方法

$$\begin{matrix} \text{保険料額} \\ \text{(10円未満切り捨て)} \\ \text{賦課限度額80万円}^{※1} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{(被保険者全員が均等に負担)} \\ \text{60,004円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等-基礎控除額)} \\ \text{^{※2}} \times \text{11.83\%}^{※4} \end{matrix}$$

- ※1 昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障がい認定により被保険者の資格を有している人は73万円
- ※2 前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除額」[給与収入-給与所得控除額]「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額
- ※3 合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円。2,400万円を超える場合は異なります
- ※4 令和5年中の基礎控除後の「総所得金額等」が58万円を超えない人の所得割率は11.02%

ですが、負担区分によって交付が不要な場合があります。申請する前にお問い合わせください。

また、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証を利用することで、医療機関などで高額な医療費が発生する場合でも、一時的

## 均等割額の軽減

対象者の所得要件	軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
同一世帯 <sup>※1</sup> 内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 <sup>※2</sup> の合計額		
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1) <sup>※3</sup> 以下	7割	18,001円
43万円(基礎控除額)+29.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) <sup>※3</sup> 以下	5割	30,002円
43万円(基礎控除額)+54.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) <sup>※3</sup> 以下	2割	48,003円

- ※1 令和6年4月1日時点(年度途中で加入した場合は加入時点)の世帯が基準
- ※2 基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については「公的年金等収入-公的年金等控除額-特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません
- ※3 下線部分の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用

出が必要ですよ

国民年金付加保険料で年金額の増額を

国民年金の一般保険料に加えて月々400円の付加保険料を納めると、受給する年金額を増やすことができます。加算される金額は、年額「200円×付加保険料納付月数」となります。詳しくは左の図をご覧ください。※付加保険料は申し出をした月分から支払いが発生します。さかのぼっての加入や国民年金基金との併用はできません

対象 保険料の免除や猶予を受けている人を除く国民年金の第1号被保険者、65歳以上を除く任意加入被保険者

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳 ②運転免許証などの写真付き

年金相談のお知らせ

東福岡年金事務所では、ふくとびあでの出張相談も行っています。年金の受給に関する相談や、年金請求書の提出ができます。内容によっては相談を受けることができない場合がありますので、予約の際に確認してください。

日時 毎週水曜日の午前9時30分～正午、午後1時～午後4時 ※祝日および12月29日～令和7年1月3日は除く

場所 ふくとびあ ※要予約

受け付け 東福岡年金事務所 ☎092・651・7967

※音声ガイダンスが流れますので「1」の後に「2」を押してください

## 20歳～60歳まで40年間付加保険料を納めた場合

40年間の付加保険料納付額
192,000円 (400円×12カ月×40年)
↓
加算して受給できる年金額
96,000円(年額) (200円×12カ月×40年)

つまり... 受給期間が2年を超えれば、納付した保険料以上の金額を受給できる